

株式会社ミヤベ

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年10月1日～令和4年9月30日までの2年間

2. 目標

(1) 子どもが小学校就学前まで所定外労働の制限を請求できる制度を導入する。

<対策>

- 令和2年10月～ 社内での検討開始
- 令和3年1月～ 制度を導入する
- 令和3年2月～ 制度に関して掲示板で周知する

(2) 配偶者の出産による休暇制度を周知し、1名以上が取得する。

<対策>

- 令和2年10月～ 制度に関して、社内掲示板等で周知する
該当者が出た場合は、休暇の取得を働きかける